

参 考 资 料

札幌市衛生研究所条例

(昭和37年3月31日)
条例第12号

(最終改正) 48年3月条例第10号(同時に題名も変更)

(設置)

第1条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を行ない、公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南9条西7丁目

(使用料及び手数料)

第3条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の8割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

(使用料等の納付)

第4条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

(減免)

第5条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

(賠償)

第6条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

○札幌市衛生研究所条例施行規則

(昭和37年3月31日)
規則第16号)

(最終
改正) 56年9月規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続)

第2条 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用又は保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第3条第2項の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)別表第1診療報酬点数表(甲)により算定した額の8割相当額とする。

(使用料等の納入時期)

第4条 使用料等は、次の各号の一に該当する場合のほか、設備の使用、試験等の依頼、証明書の交付等のつど直ちに納めなければならない。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき
- (2) その他市長が特別な事由があると認めたとき

(減免の手続)

第5条 条例第5条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に提出しなければならない。

2 災害のため、使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定による減免申請書にその事実を証明する文書を添えなければならない。

3 市長は、第1項に規定する減免申請書を受理したときは、その内容を審査し結果を通知するものとする。

(成績書等の交付)

第6条 所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

別表

種		別		単位	料 金	摘 要	
疫 学 試 験	ウイ ルス 査	中和試験	組 織	1項目	9,500 円		
		分離培 養試験	動 物	1検体	8,000		
			組 織	同	11,000		
	特殊臨 床検査	尿又は血液 その他の組 織若しくは 臓器中の重 金属の定量 試験	精 密 法	1項目	8,500	複雑な前処理を必要とするもの	
		神経芽細胞腫 スクリーニング		1検体	1,200		
	食 品 細 菌 査	一 般 生 菌 数		1項目	2,200		
		大 腸 菌 群		同	2,200		
		各 種 細 菌 検 査		同	3,000		
		探 血 料	1回	80 40	静 脈 末梢血		
	理 化 学 試 験	水	飲料水	化学検査	普通法	1検体	2,500
細菌検査				同		1,500	
化学検査			精密法	同	50,000		
プ ル 1 水		化 学 検 査		同	2,000		
		細 菌 検 査		同	1,500		
浴 槽 水		化 学 検 査		同	1,500		
		細 菌 検 査		同	1,000		
簡 易 物 理 検 査		1項目	700				
一 化 学 般 的 査		簡 易 な も の		同	1,000		
		やや複雑なもの		同	2,000		
		複雑なもの		同	3,000		
		生 物 同 定 検 査		1検体	1,000		
家 庭 用 品 査		塩化水素又は硫酸		同	1,000		
		織 維 製 品	ホルムアルデヒド	同	5,000		
			有機水銀化合物	同	7,000		
	塩化ビニール		同	7,000			
	ダイルドリン		同	25,000			
	容 器 又 は 包	漏水試験	1項目	700			
		落下試験	同	700			
耐酸性試験		同	700				

種	別	単位	料 金	摘 要		
理 化 学 試 験 檢 査	食 品 檢 査	牛 乳	化学検査 1検体	4,000 円		
		発 酵 乳	同 同	4,000		
		アイスクリーム	同 同	7,000		
		清涼飲料水	同 同	15,000		
		氷 雪	同 同	5,000		
		容器包装	合成樹脂	同	10,000	塩化ビニール樹脂を除く。
			陶 磁 器	同	4,000	
			塩化ビニール樹脂	同	50,000	
		合成甘味料	定 性	1項目	4,000	
			定 量	同	8,000	
		合成着色料定性試験		同	4,000	
		合成保存料	定 性	同	4,000	
			定 量	同	5,000	
		過酸化水素試験	定 性	同	2,000	
			定 量	同	4,000	
		発色剤試験	定 性	同	3,000	
	定 量		同	5,000		
	漂白剤試験	定 性	同	3,000		
		定 量	同	5,000		
	重金属定量試験		同	8,000		
	シアン定量試験		同	5,000		
	油 定 量 試 験	酸 価	同	3,000		
		過 酸 化 物 価	同	3,000		
		カルボニール価	同	3,000		
		チオバルビツール酸 価	同	3,000		
	蛍光染料簡易定性試験		同	2,000		
	水素イオン濃度測定試験		同	1,000		
	糖 度 試 験		同	1,000		
	かん、びん圧試験		1検体	1,000		
	食 肉 ・ 魚 肉 試 験	ヒミスタン	定 性	同	5,000	
			定 量	同	10,000	
		揮発性塩基窒素試験	同	4,000		
異物・特殊成分定性試験		同	実 相 当 費 額			

種		別	単位	料 金	摘 要
理 化 学 試 験 檢 査	食 品 分 析	粗 た ん 白	1 検体	4,000 円	
		粗 脂 肪	同	4,000	
		粗 纖 維	同	5,000	
		灰 分	同	4,000	
		水 分	同	2,000	
		ビ タ ミ ン C	同	10,000	
		ビ タ ミ ン B ₂	同	10,000	
		ビ タ ミ ン B ₁	同	10,000	
		で ん 粉	同	5,000	
	有 機 水 銀 定 量 試 験	1 項 目	15,000		
	添 加 物 規 格 試 験	1 検 体	15,000	ただし重金属定量試験のあるものは除く。	
	酸 化 防 止 剤 定 量 試 験	1 項 目	8,000		
	残 留 農 薬 定 量 試 験	塩 素 系	1 検 体	30,000	3 項目まで、4 項目からは1 項目増すごとに6,000 円を加算する。
		リ ン 系	同	30,000	同 上
		カ ル バ マ ー ト 系	1 項 目	15,000	
	P C B 定 量 試 験	食 品	1 検 体	40,000	
		包 装 紙	同	15,000	
有 機 ス ズ 定 量 試 験	同	15,000			
合 成 抗 菌 剤 定 量 試 験	同	15,000			
公 害 試 験 檢 査	水 質	金 属 定 量 試 験 要 前 処 理	1 項 目	4,000	
		簡 易 物 理 檢 査	同	700	
	一 般 化 学 定 量 試 験	簡 易 な も の	同	1,500	
		や や 複 雑 な も の	同	2,500	
		複 雑 な も の	同	3,500	
	有 機 水 銀 定 量 試 験	1 検 体	15,000		
	有 機 水 銀 確 認 試 験	同	20,000		
	有 機 リ ン 定 量 試 験	同	20,000	3 項目まで、4 項目からは1 項目増すごとに4,000 円を加算する。	
	有 機 塩 素 定 量 試 験	同	25,000	3 項目まで、4 項目からは1 項目増すごとに5,000 円を加算する。	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 測 定 試 験	同	6,000			

種		別		単	料	金	摘	要		
公 害 試 験 検 査	水 質 汚 濁	細菌検査	菌数	1項目		1,600円				
			最確数	同		2,500				
		理化学試験	やや複雑なもの	同		6,000				
			複雑なもの	同		8,000				
			簡易なもの	同		3,000				
	検 査	有質 害定 量化 量学 物験	抽出法のやや複雑なもの	同		26,000				
			抽出法の複雑なもの	同		35,000				
	大 気 汚 染 検 査		降下ばいじん量測定試験		1検体		5,000			
			いおう酸化物定量試験		1項目		3,000			
			じ定 ん量 あ試 い験	浮遊じん量		同		2,000		
				金 属		同		5,000		
			特 殊 成 分		同		4,000			
			発がん性物質		同		15,000			
			特 殊 ガ ス 分 析	簡易なもの		同		4,000		
				複雑なもの		同		8,000		
重油中いおう分析			同		3,000					
悪 臭 分 析 試 験			アンモ ニア定 量試験	環境測定		同		12,000		
	発 生 源 定 測			同		8,000				
	特 殊 悪 臭ガス 定 量 試 験	環境測定		同		15,000				
		発 生 源 定 測		同		15,000				
そ の 他	設 備 等 使 用 料			1回		実費相当額				
	自動記録計 吸収液料		一般	10ℓにつき		1,000				
	証 明 手 数 料	一 般		1件		200				
複 雑 な も の		同		300						

備考

- 1 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- 2 この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。

様式 1 (B5判)

衛生研究所使用申込書

年 月 日

札幌市衛生研究所長 殿

住 所
職 業
氏 名 ㊦

札幌市衛生研究所を下記のとおり使用したいので、許可願います。

記

1 試 験 室
2 試 験 事 項
3 使 用 期 間

なお、許可のうえは、諸規則をよく守り、係員の指示に従って使用し、決して迷惑はかけません。

様式 2 (B5判)

試 験 等 申 込 書

年 月 日

札幌市衛生研究所長 殿

住 所
氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者氏名) ㊦

札幌市衛生研究所条例第3条により、下記の試験を依頼したいので、料金を添えて申込みます。

試 験 品 名	
試 験 目 的	
摘 要	

備考 試験の性質上この様式によりがたいときは別に定める。

様式 3 (B 5 判)

札幌市衛生研究所使用料（手数料）減免申請書	
年 月 日	
札幌市長 殿	
住 所	
氏 名 ㊟	
下記の事由により、札幌市衛生研究所条例第 5 条による減額（免除）をして くださるよう申請します。	
事 由	
減 免 事 項	

最近の規則の改正

昭和55年12月19日施行

別表から「HBs抗原検査（RIA法）」と「HBs抗体検査（RIA法）」を削除した。

昭和56年2月25日施行

別表に「神経芽細胞腫スクリーニング」を追加した。

昭和56年9月21日施行

- (1) 第 5 条第 3 項の「減免許可書の交付」を「通知」に改め、様式 4（減免許可書）を削除した。
- (2) 別表から「ふん便検査（虫卵検査）直接塗まつ法」を削除した。

職 員 名 簿

昭和56年9月1日現在

所	長	高 杉 信 男
疫 学 課	長	林 英 夫
事 務 係	長	菅 原 靖 彦 (56.7.10 中央区総務課から)
事 務 職 員		有 原 昭 三
"		後 藤 宗 雄
"		渋 谷 由 紀 子 (56.4.18 社会部保健医療課から)
業 務 職 員		新 居 剛
技 能 職 員		大 井 川 国 雄
微 生 物 検 査 係	長	塚 田 正 和 (56.7.10 公衆衛生部衛生課から)
医 療 技 術 専 門 員		白 石 圭 四 郎
技 術 職 員		熊 谷 泰 光
"		吉 田 靖 宏
"		山 口 温
臨 床 検 査 係	長	佐 藤 勇 次 (56.7.10 微生物検査係長から)
医 療 技 術 専 門 員		田 口 武
技 術 職 員		佐 藤 泰 昌
"		山 田 慶 子
"		浅 野 み ね 子
"		福 士 勝
"		荒 井 修
"		水 嶋 好 清
係 長 職		山 本 順 三 (56.7.10付)
理 化 学 課	長	青 木 襄
環 境 検 査 係	長	浅 井 建 爾 (56.7.10 公害部水質騒音課から)
技 術 職 員		浦 嶋 幸 雄 (56.4.18 水道局水質試験所から)
"		大 谷 倫 子
"		平 野 孝 二
業 務 職 員		細 倉 道 江
食 品 検 査 係	長	白 石 由 美 子 (56.7.10 食品検査係から昇任)
技 術 職 員		小 塚 信 一 郎
"		吉 田 俊 一 (56.4.18 水質検査係から)
"		西 野 茂 幸
"		山 口 敏 幸
"		平 田 睦 子
"		花 井 潤 師 (56.7.15 公衆衛生部保健予防課から)

公害検査課長	市川修三
大気検査係長	水木徹生 (56.7.10環境検査係長から)
技術職員	高田敏夫
"	坪井弘
業務職員	山下智子
水質検査係長	横田秀幸
技術職員	大森茂
"	山下悟
"	鈴木寿一
"	中島純夫
"	湯浅正和
"	小林毅 (56.4.1新採用)
課長職	田坂克明

転出者

56.4.18

事務係	前野保雄	豊平区福祉事務所へ
環境検査係	盛田祐一	水道局水質試験所へ
食品検査係	武口裕	教委青少年科学館へ

56.7.4

臨床検査係長	佐藤敏雄	北保健所衛生課長へ
--------	------	-----------

56.7.10

食品検査係長	岸信夫	東保健所衛生課へ
大気検査係長	川越章善	公害部水質騒音課へ

[註] 異動関係の記載は、56年4月以降56年8月までの間のものに限る。

歴代役職者一覧 (発足時から56年度まで)

昭和56年9月1日現在

年度	37	38~40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
所長	37.4.1 渡辺 進 (衛生部長事務取扱)	41.10.1 柿木 寛	41.10.1 立 野 木 雄 (中保所) (長兼務)	44.8.18 立 野 木 雄 (中保所) (長兼務)	45.4.15 富田 辰三	47.11.1 水上 幸弘	49.4.1 秋葉 亨	51.5.1 池田 孝三 (中保所) (長兼務)	52.4.7 高杉 信男									
役員	37.4.1 巽 猛	41.7.6 池田 孝三 (中保予防課長兼務)	44.4.21 田村 利勝	44.4.21 田村 利勝	44.2.1 西田 満夫	47.10.11 取 義男	49.4.15 藤井 清	50.7.1 小幡 政勝	54.6.16 山本 順三	56.7.10 菅原 靖彦								
学	37.4.17 田村 利勝	38.4.1 高 一夫	41.4.5 岸田彦四郎	42.5.25 高橋 利男	43.11.1 三ツ瀬春一	44.4.21 前田 博之	47.11.1 渡辺 義男	49.4.15 藤井 清	50.7.1 小幡 政勝	54.6.16 佐藤 勇次	56.7.10 塚田 正和							
課	37.4.17 山川 宗儀	42.5.25 佐藤 敏雄																
理	37.4.17 高田 善久	39.4.1 千葉 良男	44.4.21 林 英夫	44.4.21 林 英夫	47.7.1 渡辺 義男	47.11.1 富所 謙吉	47.7.1 渡辺 義男	47.11.1 富所 謙吉	54.9.1 青木 襄									
化	37.4.17 田坂 克明						47.4.1 清水 良夫	48.11.15 水木 徹生										
学	37.4.17 林 英夫		44.4.21 青木 襄	44.4.21 青木 襄	47.11.1 川越 章善	47.11.1 川越 章善	47.11.1 川越 章善	47.11.1 川越 章善	54.6.16 岸 信夫	56.7.10 白石由美子								
課																		
公																		
審																		
査																		
査																		
課																		
課長職																		

職員配置の年度別推移（発足時から56年度まで）

年 度	所長及 び課長	疫 学 課			理 化 学 課		公 害 検 査 課		総 数
		事務係	微生物 検査係	臨 床 検査係	食 品 検査係	環 境 検査係	水 質 検査係	大 気 検査係	
37	3	5	(細菌) 検査係 (うち兼5)	(うち兼2) 3	2	(うち兼1) 3			(定14)(兼8) 22
38	3	5	(兼5) 6	(兼2) 3	2	(兼1) 4			(定15)(兼8) 23
39	3	6	(兼5) 6	(兼2) 3	2	(兼1) 4			(定16)(兼8) 24
40	3	6	(兼5) 6	(兼2) 3	2	(兼1) 5			(定17)(兼8) 25
41	3	6	(兼5) 6	(兼2) 3	2	(兼1) 6			(定18)(兼8) 26
42	3	7	6	4	3	6			(定29) 29
43	3	8	7	4	3	7			(定32) 32
44	3	7	8	4	3	8			(定34) 33(欠1)
45	3	7	8	5	4	8			(定36) 35(欠1)
46	3	7	8	5	4	4	(公害) 検査係 7		(定39) 38(欠1)
47	4	(事務係) 7	(微生物) 検査係 8	4	7	4	7		(定41) 41
48	4	7	8	4	7	4	10		(定43)(超1) 44
49	4	8	9	4	9	5	12		(定45)(超6) 51
50	4	7	9	4	9	5	(水質) 検査係 8	4	(定47)(超3) 50
51	4	8	9	3	9	4	8	4	(定47)(超2) 49
52	4	7	8	5	8	5	9	4	(定47)(超3) 50
53	4	7	5	8	8	5	8	4	(定47)(超2) 49
54	4	7	5	8	8	5	8	4	(定47)(超2) 49
55	5	6	5	8	7	5	7	4	(定47) 47
56	5	7	5	8	7	5	7	4	(定47)(超1) 48

決算の年度別推移（発足時から56年度まで）

（単位：千円）

予算別 区分 年度	経 常 費					整 備 費（臨時事業費）			
	予 算 現 額	支 出 済 額	同左財源		不 用 額	支 出 済 額	説 明	同左財源	
			特 定	一 般				特 定	一 般
37	7,076	6,379	12,766	△ 6,387	697	2,479	(982)動物舎 (842)連絡車 (655)機器	0	2,479
38	9,447	8,929	16,955	△ 8,026	518	2,207	機 器	0	2,207
39	9,792	9,792	18,887	△ 9,095	0	4,601	機 器	国 庫 支出金 360	4,241
40	11,123	11,033	20,799	△ 9,766	90	732	機 器	0	732
41	12,237	12,079	24,484	△ 12,405	158	6,724	(4,843)2,3階内部改 造(350㎡) (1,881)実験台	0	6,724
42	14,065	14,065	23,716	△ 9,651	0	4,930	機 器	国 庫 支出金 353	4,577
43	15,495	14,809	22,870	△ 8,061	686	4,654	(4,164)機 器 (490)無菌室改修	0	4,654
44	16,966	16,905	25,683	△ 8,778	61	5,056	(2,350)機 器 (2,706) " (公害対策費)	国 庫 支出金 572	4,484
45	18,120	18,120	27,051	△ 8,931	0	3,824	(650)連絡車(2,300) 機器(874)機器 (公害対策費)	0	3,824
46	19,642	19,642	28,746	△ 9,104	0	5,262	(2,618)機 器 (2,644) " (公害対策費)	0	5,262
47	36,864	36,862	45,927	△ 9,065	2	22,979	(22,000)改築費 (2,995)機 器 (公害対策費)	1,161	21,818
48	42,838	42,838	48,761	△ 5,923	0	30,261	(21,234)改築費 (9,027)機器他	国 庫 支出金 1,000	29,261
49	60,533	60,533	55,383	5,150	0	4,325	(4,325)機 器	0	4,325
50	69,747	69,238	80,313	△ 11,075	509	0		0	0
51	81,267	80,161	86,965	△ 6,804	1,106	1,750	(1,750)機 器	国 庫 支出金 875	875
52	84,911	84,142	74,351	9,791	769	12,680	(8,880)機 器 (3,800)改築費	国 庫 支出金 4,090	8,590
53	102,825	98,833	61,030	37,803	3,992	21,938	(16,956)機 器 (4,982)改築費	国 庫 支出金 1,905	20,033
54	110,765	107,035	53,544	53,491	3,730	12,446	(5,480)機 器 (1,630)連絡車 (5,336)排水処理設備	国 庫 支出金 1,445	11,001
55	124,309	123,504	92,974	30,530	805	14,205	(14,205)機 器	国 庫 支出金 3,000	11,205
56 予算	議決 135,167	—	115,090	20,077	—	議決 17,500	(17,500)機 器	0	17,500